

I 条例化の背景、目的

平成26年5月に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」により、これまで以上に、市民に身近なサービスを区役所で提供することや市民ニーズを行政運営に反映させることなどを目的に、区役所が分掌する事務について、地方公共団体の条例で定めることとなった。

これを契機に、区役所の基本的な位置づけや役割を再確認し、区役所が分掌する事務を条例化する。

II 条例化にあたっての基本的な考え方

1. 行政区及び区役所の法的位置づけ

【地方自治法第252条の20】

「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする」

2. 本市の区行政の変遷

■区政の変遷

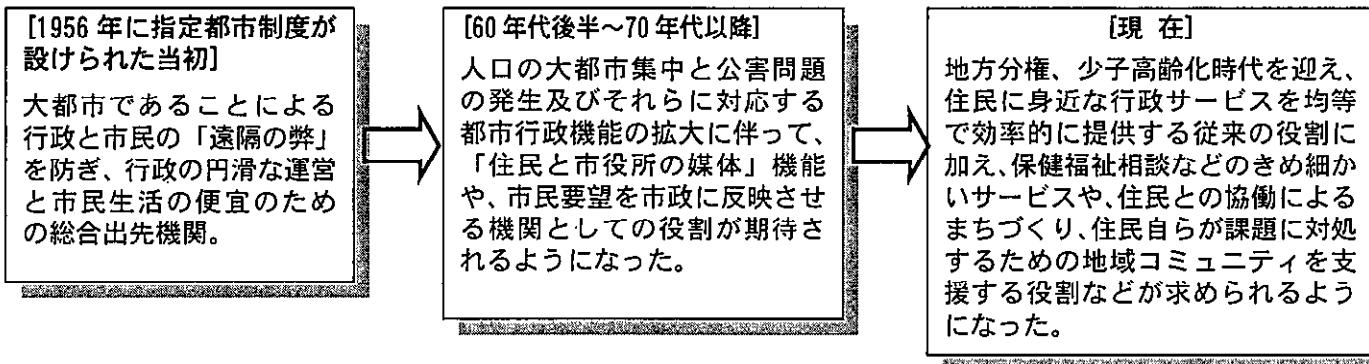
5市合併後、旧5市を引き継ぐ形で行政区を編成。その後、人口増加の著しい小倉区と八幡区を昭和49年に分区し、7区で区政運営を進めてきた。

■本市の区行政の特性

- 行政区の再編（分区）が行われているものの、基本的に合併した旧5市が基盤となっている。
- それぞれの区が旧市の地域特性を生かした多様な区行政を展開し、良い意味での個性的なコミュニティ形成や地域間競争につなげている。

3. これまでの取組み

■区役所に求められる役割の変化



■区役所の機能強化の歩み

- 区の独自予算である「区政振興費」の創設
- 区の特色あるまちづくりを推進する「まちづくり推進課」の新設
- 平成23年には、区長会議の提言を受け、
 - ・独自予算の拡充
 - ・企画・総務部門の統合、コミュニティ支援課の創設
 - ・窓口ワンストップサービス開始、区政事務センター創設
- 事務処理、組織の効率化、サービス拠点の拡大・分散
 - 区役所業務の電算化による業務連携、効率化
 - 行政効率の観点からの行政機能の集約
(保健所、建設事務所、市税事務所など)
 - 証明書自動交付機の設置
 - 行政サービスセンターの設置
 - 出張所に保健福祉相談員を配置
 - 郵便局を活用した証明書の交付

総合区制度 実質的な効果も不透明であり、整理すべき課題も多いと考えられることから、当面は、現行の区役所体制のもと、時代の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに対応できるよう機能強化に努めていく。

4. 本市における区役所の位置づけと役割

◆区役所の基本的役割

1. 区の特性を生かした魅力あるまちづくりを推進する役割

区役所は、市民との協働のもと、区内の事業所や本庁部局等との総合調整を図りながら、区の特性を生かし、地域ニーズに対応したまちづくり施策を展開する役割を担う。

2. 地域のコミュニティ活動を積極的に支援する役割

区役所は、地域団体、NPOなど多様な主体が互いに協働しながら、地域の特性に応じて効果的に活動できるよう、地域で活躍する人材の育成や団体間のネットワークづくりなど、コミュニティを積極的に支援する役割を担う。

3. 市民に身近な行政サービスを効果的・効率的に提供する役割

区役所は、保健福祉・子育てに関する相談や道路、公園の維持管理など、市民に身近な施策や事業を区の実情に応じて、きめ細かに実施するとともに、住民情報の登録や証明書の発行など、市民生活に関わる基礎的な行政サービスを、効果的・効率的に提供する役割を担う。

4. 市民のニーズを把握して市政に反映する役割

区役所は、市民に最も身近な行政機関として、多様な市民の意見やニーズを的確に把握し、市の施策に反映させる役割を担う。

5. 今後の取組みの方向性

区役所における機能強化及び効率化の両面を踏まえ、次のような視点に立った取組みの検討を進める。

- 多様化するライフスタイル、市民ニーズに対応した窓口運営
- 地域コミュニティの強化に向けた支援
- 市民生活の安全・安心に直結する問題への対応
- 進展する地方分権への的確な対応
- ICTを有効に活用した業務の見直し
- 効果的・効率的な区役所の運営

III 条例化の概要

- 条例化にあたっては、「区の設置条例」の一部を改正し、新たに区役所の分掌する事務に関する規定を追加する。
(条文イメージ)
- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ○区が主体的に行う地域のまちづくりに関する事項 | ○区における子ども及び家庭に関する事項 |
| ○地域のコミュニティ活動の支援に関する事項 | ○区における道路その他土木に関する事項 |
| ○戸籍及び住民基本台帳に関する事項 | ○その他区民に身近な行政サービスに関する事項 |
| ○区における社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項 | |

【施行期日 平成28年4月1日】

IV 条例化のスケジュール

平成27年11月16日～12月15日	パブリックコメントの実施
平成28年 1月	常任委員会への報告
2月議会	条例議案の提出（予定）
4月 1日	条例の施行

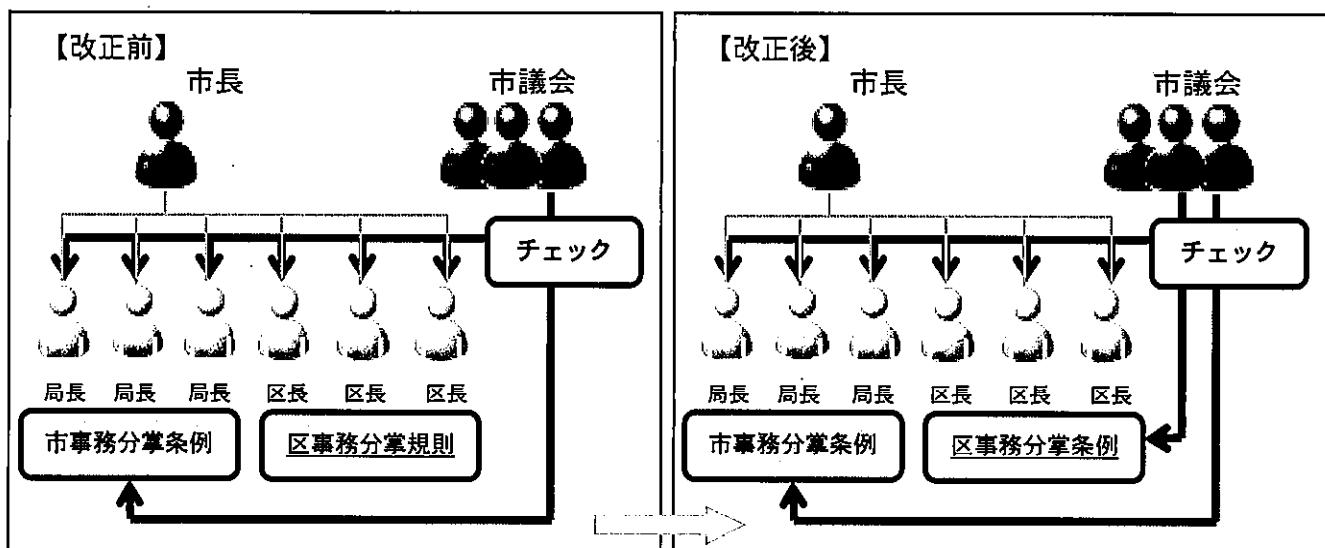
区役所が分掌する事務の条例化にあたっての 基本的な考え方について（案）

I 条例化の背景、目的

平成26年5月に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」（以下「改正自治法」といいます。）により、これまで以上に、市民に身近な行政サービスを区役所で提供することや市民ニーズを的確に行政運営に反映させることなどを目的に、区役所が分掌する事務について、その範囲の適正さを担保するため、地方公共団体の条例で定めることとされました。

これを契機に、本市では、市民に身近な行政機関である区役所の基本的な位置づけや役割を再確認し、区役所が分掌する事務を条例化しようとするものです。

※事務の分掌とは・・・市長の事務を特定の組織に分担させることをいいます。



II 条例化にあたっての基本的な考え方

1. 行政区及び区役所の法的位置づけ

地方自治法第252条の20において、「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。」と定められています。

これは、大都市であるがゆえの行政と市民の距離が遠いことによる弊害を防ぐため、行政の円滑な運営と市民生活の利便性確保のための総合出先機関として、政令指定都市に行政区と区役所の設置を義務付けるものです。

2. 本市の区行政の変遷

(1) 区制の変遷

昭和38年2月に、門司市・小倉市・若松市・八幡市・戸畠市の旧5市の対等合併により誕生し、同年4月に政令指定都市となった本市は、旧5市の流れを汲む5区体制でスタートしました。その後、区間における人口や面積等の格差の是正、旧市意識の脱却等を図るために、昭和49年4月に、小倉区を小倉北区と小倉南区に、八幡区を八幡東区と八幡西区に分区する行政区の再編を行い、現在の7区体制となりました。

(2) 本市の区行政の特性

上記のような歴史的経緯から、本市の区行政には、

- 行政区の再編（分区）が行われているものの、本市の行政区は基本的に合併した旧5市が基盤になっている。
 - このため、区別の人口格差はあるものの、それぞれの区が、旧市の地域特性を生かした多様な区行政を展開し、良い意味での個性的なコミュニティ形成や地域間競争につなげている。
- といった特性があげられます。

3. これまでの取組み

(1) 区役所に求められる役割の変化

区役所は政令指定都市への移行当初から、市民の利便性確保のための総合出先機関として、また災害時の地域対策拠点としての重要な役割を担ってきました。

少子高齢化や市民ニーズの多様化など社会経済環境の変化に伴い、区役所に求められる役割は次第に拡大しています。従来の、均一で効率的な行政サービスの提供だけでなく、保健福祉をはじめ日常生活の多様なケースに対応する相談拠点として、あるいは住民主体のまちづくりを推進するためのコミュニティ支援機関としての役割なども大変重要になってきています。

[1956年に指定都市制度が設けられた当初]
大都市であることによる行政と市民の「遠隔の弊」を防ぎ、行政の円滑な運営と市民生活の便宜のための総合出先機関。

[60年代後半～70年代以降]
人口の大都市集中と公害問題の発生及びそれらに対応する都市行政機能の拡大に伴って、「住民と市役所の媒体」機能や、市民要望を市政に反映させる機関としての役割が期待されるようになった。

[現在]
地方分権、少子高齢化時代を迎えるに身近な行政サービスを均等で効率的に提供する従来の役割に加え、保健福祉相談などのきめ細かいサービスや、住民との協働によるまちづくり、住民自らが課題に対処するための地域コミュニティを支援する役割などが求められるようになった。

(2) 区役所の機能強化の歩み

本市の区役所においては、時代や社会情勢等の変化に応じ、課題を的確に捉えるとともに、簡素で効率的な組織・人員体制の構築を推進してきました。

昭和38年4月の政令指定都市への移行当初の区役所の組織は、区長、助役のもとに部・課が置かれていましたが、旧市の体制に合わせて、区によって組織は異なっていました。昭和49年4月の7区制スタート当初には、区長、区次長のもと、7つの課に加え、市民相談室が置かれました。

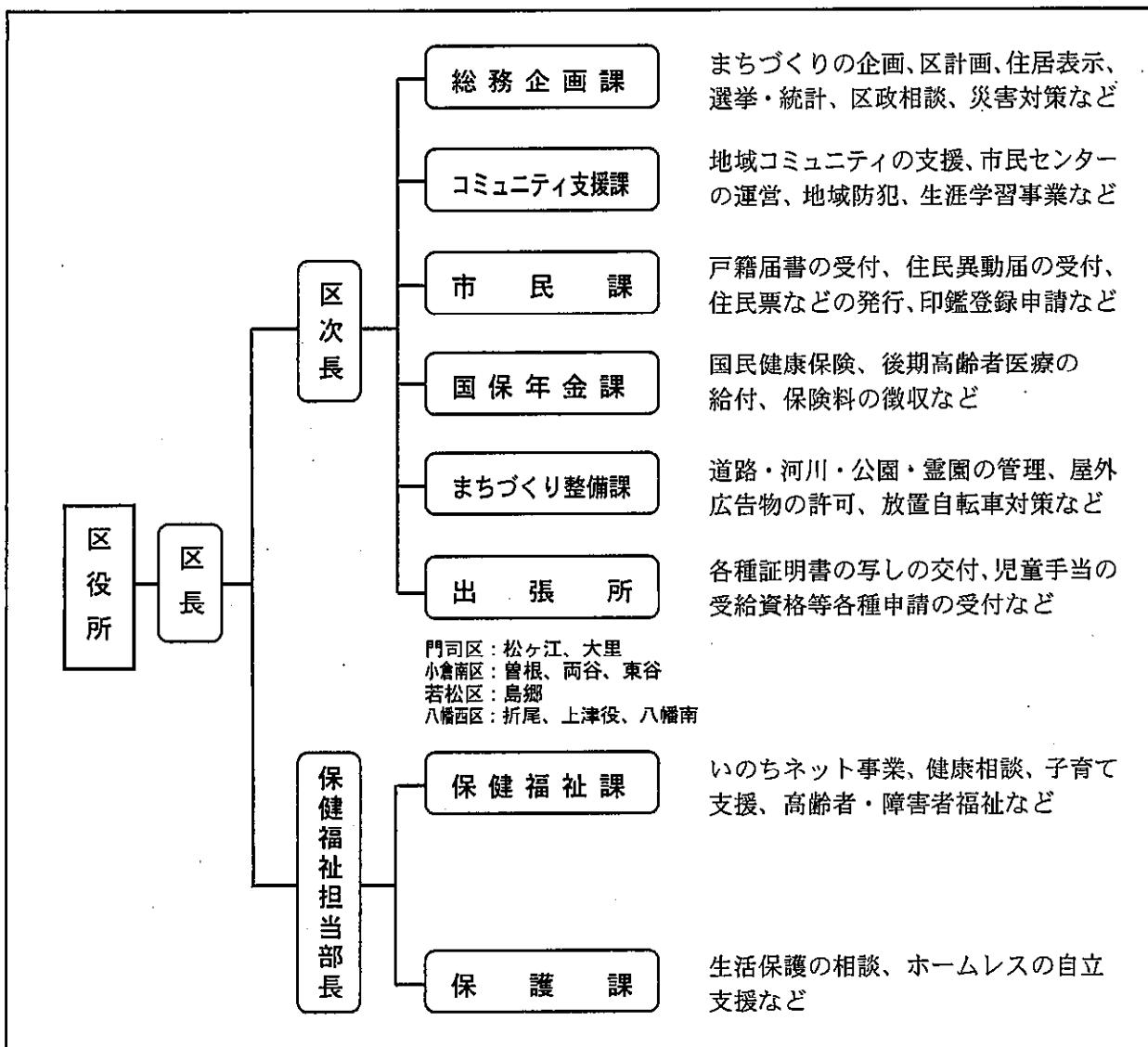
その後、平成3年に、区の独自予算「区政振興費」を創設し、続く平成5年には、区におけるまちづくりの総合的な展開を図るため、「まちづくり推進課」を新設、平成9年には「総務課」、「まちづくり推進課」、「区民生活課」の再編を行い、区のまちづくり企画機能及び広報広聴機能を強化しました。また、平成21年には課税課、納税課を区役所組織から財政局へ移管、市税事務所を設置。平成23年には、企画部門と総務部門を統合した総務企画課や、地域コミュニティ活動への支援強化を図るためのコミュニティ支援課を創設し、現在、区役所の組織は、区次長及び保健福祉担当部長が置かれる2部体制で、区長のもと、地域の特色を生かしたまちづくりの推進などに努めています。

昨年の地方自治法改正により総合区制度が創設されましたが、本市においては、実質的な効果も不透明であり、整理すべき課題も多いと考えられることから、当面は、現行の区役所体制のもと、時代の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに対応できるよう機能強化に努めています。

◆区役所の機能強化の経過

年 次	内 容
平成3年	区の独自予算である「区政振興費」を創設
5年	区の特色あるまちづくりを推進する「まちづくり推進課」を新設
6年	保健所と福祉事務所を統合し保健福祉センターとして区役所に編入
7年	ソフト事業の独自予算である「区の特色を生かしたまちづくり支援事業」を創設
9年	「総務課」、「まちづくり推進課」、「区民生活課」の再編・整備を行い、区のまちづくり企画機能及び広報広聴機能を強化
15年	中央公民館をまちづくり推進課に統合し区役所に編入
16年	建設事務所の維持管理部門を「まちづくり整備課」として区役所に編入
21年	市税事務所の設置（課税課、納税課が区組織から財政局所管へ）
23年	<p>【区の機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none">○「区政振興費」と「区の特色を生かしたまちづくり支援事業」を統合し、独自予算を拡充（区行政推進費）○企画部門と総務部門を統合し「総務企画課」を創設○「コミュニティ支援課」を創設<p>【行政サービスの均等で効率的な提供】</p>○窓口ワンストップサービス開始○窓口受付時間の延長（毎週木曜日19時まで）の実施○区政事務センターを創設

◆現在の区役所組織と主な所管事務



(3) 事務処理・組織の効率化、サービス拠点の拡大・分散

社会経済情勢が厳しさを増す中、本市では、限られた財源・人材などの行政財政資源を有効に活用するため、事務処理・組織の集約や拠点化などの効率化に取り組む一方、区役所間の業務連携による行政区に捉われないサービス提供など、市民ニーズに適合した質の高い行政サービス提供体制の構築に努めています。

◆事務処理・組織の効率化、サービス拠点の拡大・分散の取組み

	項目	効果
事務処理の効率化	○区役所各業務の電算化による業務の連携及び効率化	○住民票、戸籍証明、印鑑証明などの行政区の枠を超えたサービスの提供 ○手続き時間の短縮
	○窓口ワンストップサービス	○窓口の待ち時間の短縮、区間平準化
組織の効率化	○行政効率の観点からの行政機能の集約（保健所、環境事務所、水道営業所、建設事務所、市税事務所の統合）	○効率・効果的な事務の推進
	○市民課の窓口後方事務を区政事務センターに集約	○窓口の待ち時間の短縮、区間平準化 ○事務処理負担の均一化
サービス拠点の拡大・分散	○証明書自動交付機の設置 ○行政サービスコーナーの設置 ○出張所に保健福祉相談員を配置 ○小地区単位で高齢者の保健福祉相談に応じる包括支援センターの設置 ○郵便局を活用した証明書の交付	○より市民に身近な場所での行政サービスの提供

4. 本市における区役所の位置づけと役割

本市では、合併した旧5市の特性を生かしながら、自治会などの地縁による団体をはじめとする多様な担い手によって、地域の抱える生活課題の解決を図り、よりよいまちづくりを目指した活動が実践されています。また、近年では、各地の商店街やNPO、ボランティア団体などによる社会貢献活動の機運も高まっています。

一方、市域全体では、本市のまちづくりのビジョンである「元気発進！北九州」プランに沿って、まちづくりが行われています。

こうした中で、各行政区に設置される区役所は、地域における総合的な市民サービスの最前線として、また、地域の特色を生かしたまちづくりの推進役として、市民と市政との距離を縮め、地域の多種多様なニーズを北九州市全体のまちづくりに反映させる役割を担うものとして位置づけられます。

平成25年6月の、国の「第30次地方制度調査会答申」においても、政令指定都市において、住民に身近な行政サービスを住民により近い組織において提供することや、住民がより積極的に行政に参画しやすい仕組みを検討することが必要とされ、住民に身近な行政区の役割を強化し、明確にすることが求められているように、住民自治の強化を図る観点からも、区の役割の重要性は、今後、さらに高まつていくことが予想されます。

現在、北九州市では、「元気発進！北九州」プランの実現に向け、毎年度、区政の基本的な方向性を示した「区のまちづくり方針」を策定するなど、行政区単位で、歴史や文化など、それぞれの区が有する個性や特性を生かした魅力あるまちづくりに取り組むことにより、北九州市全体の魅力を高め、市民が愛着と誇りを持つことのできる都市づくりを目指しています。

また、「北九州市自治基本条例」においては、コミュニティ活動がコミュニティの自律性及び自主性に配慮しながら、地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対する支援を、市が積極的に行うこととしており、その支援にあたっては、コミュニティに身近な存在で、地域の情報が集まる区役所の役割を重視し、区役所の組織・機能を最大限に活用することが求められています。

さらに、区役所は、市民に身近な窓口機関として、戸籍や住民票、国民健康保険、市道の維持・補修、福祉に関する支援・相談、生活保護など、市民生活を支える基礎的な行政サービスを、効率的・効果的かつ総合的に提供する役割を担っています。今後も区役所が、質の高い行政サービスを提供し続けていくためには、新たな行政課題や時代の変化に柔軟に適応していくことが必要です。

このようなことを踏まえると、区役所の果たすべき基本的役割は、次の4点に整理することができます。

◆区役所の基本的役割

【基本的役割1】 区の特性を生かした魅力あるまちづくりを推進する役割

区役所は、市民との協働のもと、区内の事業所や本庁部局等との総合調整を図りながら、区の特性を生かし、地域ニーズに対応したまちづくり施策を展開する役割を担います。

【基本的役割2】 地域のコミュニティ活動を積極的に支援する役割

区役所は、地域団体、市民、NPO、企業など多様な主体が、互いに協働しながら、地域の特性に応じて効果的に活動できるよう、地域で活躍する人材の育成や団体間のネットワークづくりなど、コミュニティを積極的に支援する役割を担います。

【基本的役割3】 市民に身近な行政サービスを効果的・効率的に提供する役割

区役所は、保健福祉・子育てに関する相談や道路、公園の維持管理など、市民に身近な施策や事業を区の実情に応じて、きめ細かに実施するとともに、住民情報の登録や証明書の発行など、市民生活に関わる基礎的な行政サービスを効果的・効率的に提供する役割を担います。

【基本的役割4】 市民のニーズを把握して市政に反映する役割

区役所は、市民に最も身近な行政機関として、多様な市民の意見やニーズを的確に把握し、市の施策に反映させる役割を担います。

5. 今後の取組みの方向性

少子・高齢化の進展や本格的な人口減少社会の到来を迎え、国・地方自治体を通じた厳しい財政事情等を踏まえると、今後、単純に予算や人員の充実を求めていくことは困難な状況です。将来にわたって区役所が、その時々の市民ニーズに適合した、質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していくためには、区役所の業務内容や組織の見直しなど、行財政運営の効率化を図り、併せて、区役所機能の強化に取り組みながら、住民主体のまちづくりを推進することが必要になります。

このような考え方のもと、今後の区役所は、機能強化及び効率化の両面を踏まえながら、次のような視点に立った取組みの検討を進めています。

○多様化するライフスタイル、市民ニーズに対応した窓口運営

少子・高齢化やインターネットの普及などにより、市民の生活環境は大きく変化し、ライフスタイルも多様化しつつあります。このような変化に的確に対応するため、区役所においても、時間や場所に捉われないサービスの提供など、多様な世代や暮らしに応じたきめ細かな窓口運営を目指します。

○地域コミュニティの強化に向けた支援

近年、地域コミュニティに対する住民意識の低下や、コミュニティを支える人材の不足が問題となる一方、団塊世代の高齢化が進む中、地域における「共助」の役割が重要性を増しています。次世代を担う若い世代やマンション住民をはじめ、幅広い層のコミュニティへの参画促進など、より効果的なコミュニティ支援の方法について検討を進めます。

○市民生活の安全・安心に直結する問題への対応

異常気象により、各地で発生する土砂災害やゲリラ豪雨等の自然災害への備えや、全国的に社会問題化している老朽空き家への対応など、市民の間には防災・防犯をはじめとする安全・安心への関心が高まっています。区役所は、災害時の地域対策拠点の役割を果たすとともに、地域住民による日常的な防犯活動への支援など、安全・安心の役割の充実・強化を図ります。

○進展する地方分権への的確な対応

地方分権の大きな流れの中、地方分権一括法の施行などにより、福祉をはじめとする様々な分野で、国や県からの権限移譲が進んでいます。本市においても、区役所がその受け皿となることで、これまで以上に、地域の実情にあわせたきめ細かなサービスを迅速に提供することが可能になります。区役所においても、このような権限移譲に的確に対応していきます。

○ I C T を有効に活用した業務の見直し

情報化の進展により、社会環境が大きく変化する中、行政運営における I C T (情報通信技術) の役割は、ますます重要度を増しています。住民サービス提供の最前線である区役所においても、市民の個人情報保護等に留意しつつ、 I C T を有効に活用して、事務の省力化、正確性の向上を図ると同時に、市民の利便性向上につながるような業務の見直しを進めていきます。

○効果的・効率的な区役所の運営

これまで、本市の区役所では、市民課後方事務の集約や税務部門の市税事務所への統合など、事務処理、組織の効率化を進めてきました。社会経済環境が厳しさを増す中、将来にわたり区役所が質の高い行政サービスを持続可能な形で提供し続けていくために、限られた財源、人材などを有効に活用できる区役所運営のあり方について、研究し、最善を尽くしていきます。

III 条例化の概要

1. 条例化の手法及び考え方

今回の条例化にあたっては、条例上、区に関する基礎的な情報をまとめて一覧で見ることができるよう、本市における区の区域や区役所の名称等を定めている「区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例」の一部を改正し、新たに区役所の分掌する事務に関する規定を設けます。

新たに規定する条文では、市の事務分掌条例とのバランスに留意し、区役所の主要な事務を概括的に表現することを予定しています。

◆区役所の分掌する事務（条文イメージ）

- 区が主体的に行う地域のまちづくりに関する事項
- 地域のコミュニティ活動の支援に関する事項
- 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- 区における社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項
- 区における子ども及び家庭に関する事項
- 区における道路その他土木に関する事項
- その他区民に身近な行政サービスに関する事項

2. 施行期日

改正自治法の施行日と同日の平成28年4月1日とします。

IV 条例化のスケジュール

平成27年11月16日	～	パブリックコメントの実施
12月15日		
平成28年 1月		常任委員会への報告
平成28年 2月議会		条例議案の提出（予定）
平成28年 4月 1日		条例の施行